

■ 2019 年度 A 日程早期卒業生特別入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

憲法の基本的な解釈論上の論点の一つ、憲法 31 条の保障内容を明らかにして、そこにおける適正手続の保障が刑事手続のみならず行政手続にも適用されるかを問うものであった。基本的な論点であるにもかかわらず、十分な理解があるとはいえなかった。

憲法 31 条の内容として通説が述べているのは、刑事手続の法定、刑事手続の適正、刑罰法規の法定（罪刑法定主義）、刑罰法規の適正である。手続の適正の内容として要請されているのは、判例上（第三者所有物没収事件判決（最大判 1962(昭和 37)年 11 月 28 日刑集 16 卷 11 号 1593 頁））、「告知、弁解、防禦の機会を与える」こととされている。

行政手続に関して憲法 31 条の定める手続の適正の要請が及ぶかについては、手続的正義の要請と行政手続の特性・効率性との衡量により決せられる。判例の立場は、「憲法 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」としつつ、「一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の手続に事前の告知、弁解、防禦の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない」

（成田新法事件（最大判 1992（平成 4）7 月 1 日民集 46 卷 5 号 437 頁））
というものである。

以 上